

かつらぎ体育センター使用料(令和 7 年 10 月 1 日から)

施設名	区分		使用料 (1時間あたり・税込)	夜間照明設備料 (1時間あたり・税込)	利用時間
かつらぎ公園体育センター	町内	半面	275 円		午前 9 時から午後 10 時まで
		全面	550 円		
	町外	半面	550 円		
		全面	1,100 円		

※1 1 時間未満の使用は 1 時間となります。

※2 使用目的がスポーツ以外の場合の使用料は、表の使用料の額に 2 をかけた額となります。

また、商業宣伝や営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料は、表の使用料の額に 4 をかけた額となります。

※3 和歌山県橋本市及び大阪府和泉市に住所を有する方が使用する場合は、町内の区分の使用料でご利用いただけます。